

台灣情報誌

交流

2019年7月 *vol.940*

公益財団法人 日本台灣交流協会

Japan-Taiwan Exchange Association

【台湾魅力発信】
邱義仁・台湾日本関係協会
会長特別インタビュー



交流

2019年7月
vol.940

目次

CONTENTS

【台湾魅力発信】	
邱義仁・台湾日本関係協会会長特別インタビュー	1
(公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所 総務室)	
總統選挙と台湾(1)	
—蔣介石総統選出の事例を中心に—	5
(松本充豊)	
新時代の台湾史研究	
—日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」の	
議論を中心として—	16
(鈴木哲造)	
Computex2019 & InnoVEX2019レポート<1>	
Computexの変化とInnoVEXの急成長	21
(吉村 章)	
日本台湾交流協会事業月間報告	32

※本誌に掲載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め、執筆者個人に属し、公益財団法人日本台湾交流協会の公式意見を示すものではありません。

※本誌は、利用者の判断・責任においてご利用ください。

万が一、本誌に基づく情報で不利益等の問題が生じた場合、公益財団法人日本台湾交流協会は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

● 日本台湾交流協会について ●

公益財団法人日本台湾交流協会は外交関係のない日本と台湾との間で、非政府間の実務関係として維持するために、1972 年に設立された法人であり、邦人保護や査証発給関連業務を含め、日台間の人的、経済的、文化的な交流維持発展のために積極的に活動しています。

東京本部の他に台北と高雄に事務所を有し、財源も大宗を国が支え、職員の多くも国等からの出向者が勤めています。

【台湾魅力発信】

邱義仁・台湾日本関係協会会長特別インタビュー

公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所 総務室

今般、台湾の新たな魅力発信との観点から、邱義仁・台湾日本関係協会会長から、邱義仁会長が考える台湾文化の魅力や次世代の日台交流に期待することについてお話を伺いました。

~~~~~<邱義仁・台湾日本関係協会会長略歴>~~~~~

1950年生まれ、台南市出身。陳水扁政権時代に国家安全會議秘書長、總統府秘書長、行政院副院長などを歴任。蔡英文政権発足後、台湾日本関係協会会長に就任。

(当方) 日本人にとって台湾は益々近い存在になっており、台湾を訪れる日本人観光客も拡大傾向にあります。それに伴い台湾の文化に関心を持つ日本人も増えていますが、邱会長は台湾文化には如何なる特徴があると考えますか。

(邱会長) 台湾文化の特徴は、多様な価値観を受け入れることが出来る社会の包容力にあると考えます。その中には、日本統治を経て台湾に残された日本の文化や習慣も含まれ、そうした日本の文化や習慣は既に多様な台湾文化の一部となっています。

先日、台湾で同性婚法案が立法院で可決されました。様々な議論がある中で、アジアで最初の同性婚法案が成立したのも、台湾社会において多様な価値観を受け入れる土壌があったからだと思います。また、台湾の原住民を見ても、公認されている16族の間でも文化的な差異が大きく、原住民という一言で表せないほど非常に多様な様相を有しています。

(当方) そうした台湾社会の多様性の背景には、台湾が歩んできた歴史が大きく関係するのではないかでしょうか。

(邱会長) スペイン、オランダ、鄭成功、清朝、日本、国民党政権から今日に至るまで、台湾はその歴史において、異なる国々から持ち込まれた様々な文化や生活様式を受け入れてきました。台湾社会が持つ未知のものに対する包容力の高さは、こうした台湾の歴史と密接な関係があります。

日本人の方でも長期間台湾で生活をすれば、台湾社会の包容力や多様性について様々な観点から感じ取ることができると思いますが、数日間の旅行でも台湾社会をじっくり観察すれば、社会の多様性に触れることができます。例えば、台湾の町の建築物に注目するのも一つの手です。台湾の町中には後述する日本時代の建物は勿論のこと、清朝やオランダ、スペイン統治時代の建物も多く残



台北賓館（台北市）

されています。その一例としては、オランダ統治時代に建てられた「安平古堡(台南市安平区)」やスペイン統治期に建てられた「紅毛城(新北市淡水区)」などが挙げられます。また、台湾各地の地名からも当時の名残は確認できます。例えば、台湾の東北部に「三貂角」という場所があり、台湾語では「sam-tiau-kak(サムディアガ)」と発音しますが、この地名は当時台湾北部を統治したスペインが同地を「サンディアゴ」と名付けたことに由来します。

日本時代の建築物は台湾各地に数多く残っています。その代表的存在として、総統府(旧総督府)や台北賓館(旧総督公邸)が挙げられます。台北賓館は当時、一部の外壁に金箔が貼られ、夕焼け時などは太陽の光が反射されとても美しかったと聞きます。総統府は1919年に建てられ、今年100周年を迎えました。それ以外にも、台北近郊の桃園市には「桃園神社」という神社が残っていますが、この神社は台湾で最も保存状態が良い日本時代の神社であり、戦後加工された鳥居を除けば、殆ど当時のままの姿で残っています。さらに、台北の東南部に「金瓜石」という町がありますが、この町には1923年の裕仁皇太子の台湾行啓にあわせて建設された「太子賓館」という建物が残っており、現在では一般に開放されています。金瓜石は日本人観光客の間で人気が高い「九份」の隣町なので、九份と共に訪れてみるのも面白いかと思います。

自分の故郷である台南市にも多くの日本時代の建物が残っています。有名な「林百貨」やその斜め向かいにあるギリシャ風建築の「土地銀行(旧日本勸業銀行台南支店)」や「台南地方法院」など枚挙にいとまがありません。台湾は日本時代の建物を壊すのではなく、今まで大事に残してきました。このように、少し時間をかけて台湾を観察すると、台湾が歩んだ複雑な歴史的背景から派生する社会の多様性や包容力について感じ取ることができると思います。

(当方) 先ほど原住民についてお話をありました



紅毛城（新北市淡水区）



桃園神社（桃園市）



太子賓館（新北市金瓜石）



林百貨（台南市中西区）

が、近年台湾社会において平埔族（※台湾西部に住んでいた原住民。漢民族化が著しく、長らく独自の文化とは見なされてこなかった）の文化についても再認識の動きが見られます。

（邱会長）そうですね。近年、政府も平埔族の文化的重要性について認識するようになり、平埔族文化の継承のため積極的に施策を打ち出しています。特に、台南では平埔族（シラヤ族）文化が色濃く残っており、現在でも祭事などでは平埔族独特の文化を見ることができます。また、平埔族は漢民族との混血が進んでいるため、普段社会においてあまり意識されることはありませんが、実際には平埔族の血を引く人は少なくありません。例えば、監察委員に田秋堇さんという政治家がいますが、彼女の母親は平埔族だと聞いています。平埔族の方は漢民族に比べ、顔の堀が深いことが特徴です。

また、自分がかつて高雄で農業に従事していた際、台湾語化した平埔族の言葉を耳にすることがありました。平埔族語には「kha-khiau（カーキヤウ）」という言葉があり、これは「でたらめを言う」という意味ですが、この言葉は高雄一帯の台湾人の間で今でも使われています。こうした平埔族文化の再認識の動きも、台湾文化の多様性を語る上



シラヤ族の祭事（台南市東山区）



シラヤ族の宗教施設（台南市佳里区）

では重要な意義があると思います。

（当方）台湾のお寺や廟に行くと、戦後削り取られていた石碑や扁額上の「昭和」や「大正」といった日本の年号の記載が、最近になって修復されたケースも目にすることができます。こうした現象は、歴史を客観的に捉えようとする台湾人の価値観の表れであるようにも感じます。

（邱会長）そうですね。これは先ほど以来お話している台湾社会が持つ多様性、包容力に関係すると思います。お寺における「昭和」という文字の修復も、先ほどお話した「太子賓館」という名称も、以前であれば社会的に受け入れられなかっただと思いますが、それが時間の経過とともに、異なる価値観が次第に台湾社会の中で消化され、台湾文化の一部になっていたのだと思います。自己の文化の一部として感じられるようになれば、自然と排斥することはなくなりますが、それには一定の時間を要す

るものです。ただ、台湾の場合、消化のために要する時間が他国に比べ短いことが特徴で、20~30年でその段階を経ることができました。これが他の国であれば100年以上かかるかもしれません。

過去400年以上もの間、オランダ、スペイン、鄭成功、清朝、日本の統治を経験する中で、台湾人は意識的または無意識のうちに、自己のアイデンティティを模索し続けてきました。その数百年にも及ぶ模索の中で、徐々にですが「自分は台湾人だ」との意識が育っていったのです。歴史上、異なるアイデンティティの葛藤を経験してきた経緯から、台湾人は今でも自己のアイデンティティが揺らぎやすいですが、その一方で、多様な価値観を素早く受容できるという強みを持っています。これは多様性の少ない国において、自己のアイデンティティの揺らぎは起きづらい反面、異なる価値観に対する拒絶反応が強く、受容までに多くの時間を要するのとは逆の反応だと言えます。

(当方) 多様性という点では、台湾社会では女性の社会進出も非常に進んでいますね。

(邱会長) これも前述の歴史的経緯と関係だと思います。社会の価値観が女性の社会的進出を後押ししてきました。例えば、台湾では政界で活躍する女性も非常に多いですが、これも当初法律で立法院の比例代表は男女比が半々でなければならないと定めたことが影響しています。立法院で同法案が審議された際も社会的反発は低く、社会的な後押しを得て同法案が成立しました。

(当方) 次世代を担う日台の若者間の交流について、如何なる交流を期待しますか。

(邱会長) 日台の若者間の交流は他国の交流に比べ裾野が広く、ゲーム、漫画やアニメに代表される日本の流行文化に対する台湾の若者の受容度は非



「昭和」の復元（彰化市）

常に高く、また台湾に対する日本人的好感度も高まっています。こうしたことは大変良い日台間の基礎でありますが、それだけでは不十分だと思います。双方の若者が表面上の文化のみならず、そうした文化の背後にある意義について理解しようとする姿勢が重要だと考えます。例えば、日本人が台湾を旅行した際には、歴史的な建物を見て「綺麗だ」と言って終わりではなく、その建物の背後にある歴史的背景についても理解して欲しいです。反対に、多くの台湾人は日本の漫画やアニメに高い関心を示しますが、単に表面上の技術だけを学ぶのではなく、漫画やアニメ作家の繊細さや事前の取材や研究にかける姿勢といった技術の背後にある精神的な面についても注目して欲しいです。また、日本の畳は台湾でも人気がありますが、畳の原型は唐の時代の「蓆」にあると言われています。それが日本に伝わった後、何故日本では畳として独自の発展を遂げたのとは反対に、当の中国では姿を消したのか、こうした文化的事象の背景に疑問を持ち、考えることが重要だと思います。単に面白いと感じるだけではなく、さらに深い理解を得ようすれば、双方の絆はより緊密になると思います。

(編集・写真：寺山、柴原)

総統選挙と台湾（1）

—蒋介石総統選出の事例を中心に—

松本充豊（京都女子大学教授）

はじめに

台湾の政治が民主化されて、すでに四半世紀が経過した。民主化後に生まれた若い世代が選挙権を行使する時代を迎え、台湾の民主主義も定着したといえるだろう。我々日本人も、自由や民主といった価値観を共有する台湾と向き合うようになって久しい。

そんな台湾で4年に一度、ちょうどオリンピック・イヤーにやってくるのが、総統選挙である。総統選挙は直接公選制で行われている。台湾住民が自らの手で「中華民国」の国家元首であり、台湾の事実上の最高指導者である総統を選ぶビッグイベントである。台湾で盛り上がりをみせる総統選挙には、隣国の日本のみならず、国際社会も強い関心を寄せてきた。総統選挙で決まる台湾の政権の帰趨が、台湾海峡さらには東アジア全体の安定に影響を及ぼしかねないからである。

ところで、台湾の総統選挙はいつから始まったのだろうか。これまで、何回行われてきたのだろうか。台湾の民主化の到達点となったのが、1996年3月に行われた直接公選制による初めての総統選挙だった。台湾住民が直接投票を行う総統選挙が台湾の民主主義のシンボルであることは間違いない。そのため、「台湾の総統選挙」というと、1996年以降に行われている総統選挙のイメージが非常に強く、それより前は総統選挙が行われていなかったかのような錯覚に陥ってしまう。しかし実は、総統選挙は民主化前の台湾でも繰り返し、しかも定期的に行われてきた。

台湾の次の総統選挙を半年後に控えて、本稿では「中華民国」の総統選挙というものをいま一度

振り返っておきたい。まずは、台湾では民主化前から総統選挙が行われていたことを確認する。つぎに、今回はとくに蒋介石が立候補し、当選を続けた第1回から第5回までの総統選挙を取り上げて、そのプロセスについて紹介していく¹。こうした作業をとおして、台湾での総統選挙の特徴あるいは総統選挙と台湾との関係について理解を深めるための一助としたい。

1. 「中華民国」の総統選挙

「中華民国」の総統選挙は、これまで何回行われてきたのだろうか。答えは14回である。現職の蔡英文総統は「第14代中華民国総統」である。2016年1月の「第14代中華民国総統副総統選挙」で総統に選出された。ここから総統選挙がこれまで14回行われてきたことがわかる。来年1月には「中華民国」の第15代総統・副総統を選ぶ選挙が予定されている。

選挙の正式名称が「総統副総統選挙」と表記されているのは、1996年の直接公選制の導入にともない、総統候補は副総統候補と一緒に出馬することになったためである。一度の選挙で総統と副総統がいっぺんに決まるため、「総統副総統選挙」と呼ばれるようになった。それまでは、まずは総統選挙が行われ、その数日後に副総統選挙が行われていた。

それでは、直接公選制による総統選挙は、これ

1 本稿は特記以外、中央選舉委員會『中華民國選舉史』中央選舉委員會印行、台北、1984年、1~38頁、および陳文俊「行憲歷任總統副總統選舉」中央選舉委員會『中華民國選舉史』中央選舉委員會印行、台北、1986年、249~278頁の記述にもとづく。

まで何回行われているのだろうか。この答えは6回である。台湾の民主化の到達点であり、初めて直接公選制で行われた総統選挙が、1996年3月の「第9代中華民国総統副総統選挙」だった。この歴史的な選挙において、初代民選総統に当選したのが当時現職総統だった李登輝である。ちなみに、直接公選制の導入にともない、総統・副総統の任期もそれまでの一期6年から4年に短縮された。第9代総統の李登輝のあと、陳水扁が第10代・第11代総統を、馬英九が第12代・第13代総統を務め、第14代総統が現職の蔡英文である。このように1996年以降、直接公選制のもとで、これまで4年おきに6回の総統選挙が行われてきた。

したがって、直接公選制が導入される前にも、「中華民国」の総統選挙は8回行われてきたことがわかる。本稿で取り上げるのは、この8回の総統選挙のうち、とくに第1回から第5回までの選挙である。

2. 国民大会での総統選挙

この8回の総統選挙は、現在の総統選挙とは異なっていた。最大の違いは、国民大会代表による間接選挙だったことである。

いまはもう存在しない国民大会だが、もとは立法院、監察院とともに国会に相当する「民意代表機構」のひとつに数えられていた²。国民主権をうたった「中華民国憲法」³の規定によると、国民大会は総統および副総統の選挙・罷免、憲法改正

2 国民大会はもともと常設機関だったが、2000年の第5回憲法改正で非常設機関となり、2005年の第7回憲法改正により廃止された。

3 「中華民国憲法」(中華民国35年12月25日)立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^26600C62060C8126600C60CB0C81A6648C62A6CC8126604C6806>)。台湾では1990年代以降、これまで7回の憲法改正が行われたが、いずれも増加修正条文(「増修条文」)が付加され、中華民国憲法の条文をそのものは改正されていない。

をその主な職権とした(第27条)。第1回から第8回までの総統選挙は、この国民大会において行われていた。有権者である国民の直接選挙で選ばれた国民大会のメンバーである国民大会代表が総統、副総統を選出したのである。当時、総統選挙は副総統選挙とは別個に、それに先立って行われていた。

第1回の総統選挙が行われたのは1948年4月のことである。前年(1947年)の11月に選出された第1期国民大会代表を集めて、第1期国民大会第1回会議が中華民国の首都・南京で開催された⁴。そこで総統選挙、次いで副総統選挙が行われたのである。第1期国民大会代表には台湾で選出された者も含まれていたが、台湾は当時、中華民国の領域の一部にすぎず、いくつかの選挙区が存在していた。

ところが、その直後に起こったのが中国の分断国家化である。当時、中華民国の政権党だった中国国民党(以下、国民党)は、中国共産党(以下、共産党)との内戦に敗れ、1949年12月に中華民国中央政府を台湾の台北に移転させた。1950年6月の朝鮮戦争の勃発にともない、欧洲で始まった東西冷戦が東アジアにも波及すると、米国は台湾海峡に即座に介入して、共産党による「台湾解放」も、国民党による「大陸反攻」も封じ込めた。こうして、国共内戦に端を発した中国の分断状況は、東西冷戦により固定化されてしまったのである。中華民国は、中国大陆で共産党が建国した「中华人民共和国」とともに、中国の分断国家の片一方となってしまった。その実効支配地域は台湾とその周辺島嶼のみに限定されてしまった。

第2回総統選挙が行われたのは、1954年3月のことだった。これ以降、1990年に行われた第8回総統選挙まで、合計7回の総統選挙はいずれも「中

4 憲法第31条には「国民大会の開催地点は、中央政府所在地とする」と定められている。

央政府所在地」である台湾の台北で、しかも 6 年おきに定期的に実施されてきた。台湾で実施されていた総統選挙という意味で、これら 7 回の選挙は「台湾での総統選挙」だったといえるだろう。

これら 7 回の総統選挙に立候補し、当選した政治家は、蒋介石、蔣經国、そして李登輝のわずか 3 名である。蒋介石は第 2 回から第 5 回、蔣經国は第 6 回と第 7 回、李登輝は第 8 回に立候補し、当選している。李登輝は、国民大会代表による間接選挙で選ばれた最後の総統であり、台湾住民による直接選挙で選ばれた最初の総統でもあったのである。

もうひとつ確認しておきたいのは、台湾でも総統選挙は定期的に行われていたことである。台湾の立法院や国民大会はかつて「万年国会」と揶揄されていた。1947 年に中国大陸と台湾で選出された国民大会代表と立法委員が非改選とされていたためである。台湾の民主化にともない、1991 年 12 月に国民大会、1992 年 12 月には立法院の全面改選が行われ、ついに「万年国会」が解消された。こうした事実から、民主化前の台湾では選挙が行われていなかったと思いつかである。確かに、戦後の台湾では国民大会代表や立法委員を選ぶ選挙が長らく行われていなかった。しかし、その間も、総統選挙は定期的に行われていたのである。

それでは、まずは 1948 年に行われた第 1 回総統選挙、そして台湾で実施された第 2 回から第 5 回までの総統選挙について見ていく。

3. 第 1 回総統選挙

(1) 憲法の制定と国民大会代表の選出

1946 年 12 月 25 日、中華民国憲法（以下、憲法）が制定された。この憲法は翌 1947 年 1 月 1 日に公布され、同年 12 月 25 日に施行された。国民党は、共産党との内戦が續くなかで、共産党の反対を押し切って、また弱小政党だった中国民主社会党（以下、民社党）と中国青年党（以下、青年党）

の協力しか得られない孤立した状況で、憲法制定のための国民大会を強行開催し、この憲法を成立させた。国民党は、辛亥革命以来の最大の政治公約だった「憲政」⁵ を実現させることで、中国での国家建設の主役としての政治的権威と正統性を確保しようとしたのである⁶。

国民党は憲法の規定に則り、中央政府の組織に着手した。総統選挙とのかかわりでいえば、総統・副総統を選挙する権限をもつ国民大会代表の選出、そして総統を選出するための総統選挙の実施が重要である。国共内戦の戦火が激しくなるなかで、第 1 回国民大会代表選挙が 1947 年 11 月 21 日から 23 日の 3 日間にわけて、中国大陸と台湾で実施された。当然ながら、共産党の支配地域では選挙の実施は不可能だったし、また中国で初の普通選挙ということもあり、さまざまな混乱が生じるなかでの選挙だった⁷。国民大会代表の法定人数は 3045 名だったが、実際に議席が確定したのは 2953 名だった。とはいえ、とにかく第 1 期国民大会代表が選出されたことから、第 1 期国民大会第 1 回会議が 1948 年 3 月 29 日に首都・南京で開催されることになった。総統選挙の実施に向けて進みだしたのである。

(2) 「総統副総統選挙罷免法」

総統選挙はどのようなルールのもので行われることになったのだろうか。憲法の第 46 条には「総統、副総統の選挙は、法律で定める」とある。そこで、1947 年 3 月には「総統副総統選挙罷免法」⁸ が制定・公布された。これは総統と副総統

5 「憲政」とは孫文の「三序」構想（「軍政→訓政→憲政」）の最終段階で、憲法の制定、それに則った民主的手続きをよる政府の組織と立憲政治の実施を意味する。

6 横山宏章『中華民国史—專制と民主の相克』三一書房、1996 年、186～196 頁。

7 第 1 回国民大会代表選挙をめぐる混乱や問題点については、横山宏章、前掲書、196～209 頁が詳しい。

の選挙方法を規定したルールであり、總統・副總統選挙のためだけの選挙法である。以下では、そのポイントについて見てみよう。

まずは、總統選挙と副總統選挙は別々に行うこと、そして總統選挙を先に行い、その後で副總統選挙を行うことが定められている（第3条）。立候補の資格については、100名以上の国民大会代表の推薦署名が必要とされた（第4条第1項第1号）⁹。当選者の決定方式は次のとおりである。国民大会代表は、無記名方式で、投票用紙に記載された候補者の中から1名を選び、有権者となる国民大会代表総数の過半数の票を獲得した者が当選となる（第4条第1項第3号）。

最初の投票において、どの候補者も国民大会代表の過半数の得票に届かなかった場合には、得票数の多い順に上位3名によって2回目の投票を行う。それでも得票数が代表総数の過半数に届かず、当選者が決まらない場合には、同じ3名の候補者によって3回目の投票を行う。それでもなお決着がつかない場合には、3回目の投票での上位2名の候補者のみによって4回目の投票を行い、得票の多い者が当選となる。ただし、2名の候補者の得票数が同じ場合には再投票を行い、得票の多い者が当選となる（第4条第2項）。一見して、実に煩雑なルールだが、なによりも第3回投票まで存在した「国民大会代表総数の過半数」という条件が第4回投票ではなくになっているという奇妙なルールである。

ちなみに、国民大会代表総数の過半数だが、第1回總統選挙当時は、第1期国民大会代表の総数が3045名で、その過半数は1523名だった。なお、

副總統の選挙方式については、これまで紹介した總統の選挙方法を定めた規定（第4条）を「準用する」と定められた（第5条）。

（3）「動員戡亂時期臨時条款」の制定

1948年3月29日、第1期国民大会が南京で召集された。開会式に出席した国民大会代表は1639名だったが、その後次々と南京に到着して、4月49日に行われた第1回總統選挙には2734名が出席した。

最初の總統選挙ということもあり、誰が總統に選出されるのかに注目が集まった。国民党からは総裁の蒋介石が立候補するのが順当だったが、彼はそれを躊躇したのである。蒋介石は4月4日、国民党第6期中央執行委員会臨時全体大会での冒頭、「總統選挙には出馬しない」と宣言した。蒋介石が立候補に躊躇した理由は、憲法では国家の行政の実権が行政院にあり¹⁰、蒋介石が總統の権限に魅力を感じなかつたためといわれている。しかし、国民党において蒋介石に代わる統合のシンボルを見出すことは困難だった。

蒋介石を納得させ、總統選挙に出馬させるための方策が、憲法の規定に束縛されない非常大権を總統に与える法律を、国民大会で成立させることだった。それが「動員戡亂時期臨時条款」の制定である¹¹。總統による戒嚴令の公布には立法院の決議または追認が必要とされ（憲法第39条）、その他の緊急処分にも必ず立法院の追認が必要で、立法院が同意しなければ直ちに効力を失うものとされていた（憲法第43条）。動員戡亂時期臨時条款によって總統はこれらの拘束から自由になり、

8 「總統副總統選舉罷免法（民國36年）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^98C00CC4180C6E98C40CC02F0C609AC8CCC01BCC6098C4CCD018>）。

9 「国民大会代表100名以上が、大会が決定した期間内に、連名で署名して總統候補者を提出しなければならない」（第4条第1項第1号）。

10 憲法第53条は「行政院は、国家の最高行政機関である」と定めている。

11 「動員戡亂時期臨時条款（中華民國37年04月18日）」立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00263BB74D8400000000000000A000000002000000^04102037041800^0006C001001>）。

その権限は著しく強化されたといえる。憲法の精神を踏みにじる暴挙との批判はあったが、動員戡乱時期のみの適用に限られ、(共産党の)反乱を平定した後は条文の効力は消滅すると説明された¹²。蒋介石に出馬を促すための、まさに「花道づくり」のための緊急措置だった。

最終的には、蒋介石は総統選挙への出馬を受け入れた。国民党は、総総選挙・副総統選挙とも公認候補を決定せず、自由に立候補できることにした。これにより、蒋介石は国民党公認ではなく、国民大会代表の連名による推薦で立候補したたちとなった。蒋介石は「自分は出馬を固辞したにもかかわらず、各党、各界からの幅広い要請を受けて、しぶしぶ立候補するというスタイルを演じた」のである¹³。

(4) 第1回総統選挙の実施

第1回総統選挙は1948年4月19日、国民大会第1回会議の期間中に開催された「総統選挙大会」において、2734名の国民大会代表が出席して行われた。国民党から蒋介石と居正の2名が立候補した。投票結果は、蒋介石の得票数は2420票(得票率は88.88%)、居正の得票数は269票(得票率は9.84%)となった。蒋介石の得票数は、選挙法(總統副総統選挙罷免法)が定めた当選要件である、国民大会代表総数の過半数(1523名)を超えていたことから(第4条第1項第3号)、初代総統への当選が決まった。

4. 第2回総統選挙

総統が6年の任期満了(1954年5月20日)を迎えるのを踏まえて、第2回総統選挙が1954年3月20日に行われた。

1949年12月の台湾移転後、中華民国政府の実効支配地域は台湾とその周辺島嶼のみとなっていた。その結果、総統選挙の実施をめぐっていくつかの問題が浮上していた。第1に、国民大会代表の任期満了にともなう、国民大会の改選問題である。第2に、国民大会の定足数の問題である。第1回総統選挙に参加した国民大会代表がすべて台湾に渡ってきたわけではなかった。そのほか、選挙法にも不備な点が見つかった。以下では、まずはこれらの諸問題への対応を確認したうえで、第2回総統選挙の結果について紹介する。

(1) 非改選となった国民大会

憲法第28条には「国民大会代表は、6年ごとに改選する」(第1項)、「各期の国民大会代表の任期は、次期国民大会開会の日までとする」(第2項)とある。第1期国民大会代表は1947年11月に選出されていたから、憲法の規定にしたがえば、第2期国民大会代表選挙は1953年に実施されることになる。

ところが、当時の情勢下では選挙を実施することができなかった。中華民国政府が自国の領土と見なす中国大陆には、すでに「中华人民共和国」が建国されていた。共産党の支配下にある中国大陆の有権者は、その選挙権を行使できなかつた。他方、台湾を中心とした中華民国の実効支配地域だけで、選挙を行うわけにもいかなかつた。なぜなら、中華民国政府の統治の正統性を根幹から揺るがしてしまうからである。

中華民国政府は、国民主権を定めた中華民国憲法を制定し、その憲法の規定に則り、国民大会代表、立法委員や監察委員を選出し、さらに総統と

12 動員戡乱時期臨時条款には、「総統は1950年12月25日までに第1期国民大会の臨時会を召集して憲法改正について議論しなければならない。それまでに動員戡乱時期の終結が宣言されていない場合には、同臨時会において動員戡乱時期臨時条款の延長ないし廃止を決定しなければならない」との規定が盛り込まれた(同上資料)。

13 以上特記以外、横山宏章、前掲書、210~212頁

副総統を選出するなどして組織された政府だった。この合法性が中華民国政府の統治の正統性を支えていた。これは「法統」と呼ばれている。そして、全中国（中国大陆と台湾）の国民が委任した国民の代表によって構成された政府だったからこそ、中華民国政府は「全中国を代表する正統政府」と主張したし、またそうできたのである。しかし、もし中華民国の実効支配地域の有権者だけで国民大会代表などの選挙を行ってしまえば、そうした合法性の実態的な根拠が消えてしまい、中華民国政府の統治の正統性は失われてしまう。

こうした事情に鑑み、「第2期国民大会代表選挙は実施できない」というのが当時の行政院の判断だった。そこで、上段で紹介した憲法第28条第2項、すなわち「各期の国民大会代表の任期は、次期国民大会開会の日までとする」との規定が適用されることになった。現在、中国大陆の有権者が選挙権を行使できないため、選挙を実施して第2期国民大会代表を選出することはできない。当然、第2期国民大会を召集することもできない。そのため、憲法第28条第2項の規定を適用して、第2期国民大会が開会できるようになるまでは、第1期国民大会代表が引き続き職務を果たすこととし、将来情勢が好転すれば改選することになった。

このようなロジックで、第1期国民大会代表はその任期満了を迎ても改選されることはなかった。一方、6年おきの改選を規定した憲法の規定（第28条第1項）は事実上無視された。こうした状況が最終的には1991年まで続いたのである。

（2）国民大会の定足数の変更

国民大会の議事手続きや組織について定めた法律が「国民大会組織法」（1947年3月公布、1948年4月修正公布）である¹⁴。同法第8条には、「国民大会は代表の過半数が出席しない場合には、会議を開会してはならない。その議決は、憲法およ

び法律で別途規定のある場合を除いては、出席代表の過半数の同意をもってこれを行う」と規定されている。要するに、国民大会の定足数（議事定足数）は代表（議員）総数の過半数であり、表決数（議決定足数）は出席代表（議員）の過半数ということである。

第1回国民大会代表の総数は3045名だったので、過半数は1523名ということになる。ところが、内政部が1953年に行った調査によると、台湾や香港・澳門および海外各地にいる国民大会代表の数は、総数の半分にも満たなかった。定足数の規定が上記のままでは、国民大会の開会すらまらないことが判明したのである。そこで、1954年12月、国民大会組織法第8条の前段が「国民大会は代表の3分の1が出席しない場合には、会議を開会してはならない」と修正された¹⁵。定足数が国民大会代表総数の過半数から3分の1に引き下げられた。

台湾で召集できる国民大会代表の激減という現実に直面して、国民大会の議事を開き、また議事を行うための条件を大幅に緩和したのである。第1期国民大会代表の非改選を決めたこととあわせて、これで国民大会の召集がなんとか可能になった。

（3）選挙法の改正

総統選挙を行う国民大会の開催にはなんとか目途がついたが、選挙法にも不備があることが判明した。

総統副総統選挙罷免法には、有権者となる国民

14 「國民大會組織法（中華民國37年03月30日）」立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E0000000000000000A000000002FFFFFD^04201037033000^00010002001>)。

15 「國民大會組織法（中華民國42年12月29日）」立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E0000000000000000A000000002FFFFFA00^04201042122900^00010002001>)。

大会代表総数の過半数の票を獲得した者が当選と定められていた（第4条第1項第3号）。問題はその先である。第4条第2項では、最初の投票において、どの候補者も国民大会代表の過半数の得票に届かなかった場合には、得票数の多い順に上位3名によって2回目の投票を行うとなっていた。つまり、3名以上の候補者の存在を前提としており、候補者が2名ないし1名の場合の選挙手続きが規定されていなかったのである。

こうした不備を補うべく、1954年3月に総統副総統選挙罷免法の一部が改正され、次の2つのケースを想定したルールが付け加えられた。第1に、候補者が2名の場合、1回目の投票でいずれの候補者も国民大会代表総数の過半数の票を獲得できなければ、同じ2名の候補者によって2回目の投票を行い、得票の多い者が当選となる。得票数が同じ場合には、3回目の投票を行い、得票の多い者が当選となる（第4条第3項）。第2に、候補者が1名の場合、1回目の投票で国民大会代表総数の過半数の票を獲得できなければ、2回目の投票を行い、代表総数の過半数の票を獲得できれば当選となる。もし得票数が代表総数の過半数に届かない場合には、再投票を行う（第4条第4項）。

不備は補われたものの、候補者が2名のケースでも、最終段階では「国民大会代表総数の過半数」という条件が消えてしまう奇妙なルールであることに変わりはなかった。

（4）第2回総統選挙の実施

1954年2月19日、第1期国民大会第2回会議が台北で開会され、総統選挙の日程は3月20日と決まった。この選挙が事実上、台湾で行われた最初の総統選挙となった。

第2回総統選挙では、各党で「民主国家で通常用いられる政党公認方式」¹⁶が採用され、公認候

補が選ばれた。国民党では現職総統でもある党総裁の蒋介石を公認候補とすることが決まった。民社党は代理主席の徐傳霖を総統候補として公認した。青年党は公認候補を擁立しないことを決めた。

とはいっても、選挙法の規定では、いずれの候補も100名以上の国民大会代表の推薦署名を提出することが、立候補の要件とされていた。国民党公認の蒋介石は1303名、民社党公認の徐傳霖は113名の推薦署名を提出したが、国民党から非公認ながら、118名の推薦署名を集めた莫德惠が第三の候補として名乗りをあげた。ところが、投票日前日の3月19日、莫德惠が蒋介石への支持を表明、立候補の取りやめを宣言した。最終的に、第2回総統選挙は2名の候補者によって争われることになった。

3月20日の総統選挙大会には1573名の国民大会代表が出席した。投票の結果、蒋介石が1387票を獲得、徐傳霖は172票を獲得した。この第1回投票では両候補者とも新たな選挙法が定めた当選要件（第4条第3項）、すなわち国民大会代表総数の過半数（1523名）というハードルをクリアできなかった。そこで、選挙法の規定にもとづき、3月22日に第2回投票が行われた。蒋介石は1507票、徐傳霖は48票を獲得したものの、今回も蒋介石の得票は代表総数の過半数には届いていない。しかし、上述のとおり、第2回投票では得票の多い候補者が当選となる。要するに、第2回投票は単なる儀式にすぎないのであり、まさに茶番といえるのだが、ルールはルールである。蒋介石は得票数1507票、得票率99.62%で、第2回投票で多数票を獲得したことから第2代総統に当選した。

5. 第3回～第5回総統選挙

第3回総統選挙は1960年3月21日に行われたが、今回も大きな問題が浮上した。第1に、国民

16 陳文俊、前掲論文、263頁。

大会代表総数の解釈問題である。第1期国民大会代表は、選出からすでに12年が経過しており、欠員が増加していた。第2に、さらに重要なのが、蒋介石の総統3選問題である。憲法では総統の重任は1回までとされていた。まずは、これらの問題について見てみよう。

(1) 国民大会代表総数の解釈問題

1948年3月に南京で第1期国民大会第1回会議が開催された際、この会議に出席した国民大会代表の数は2841名だった。中華民国政府（国民党政権）が中国大陸を失った後、1954年に台北で開催した第1期国民大会第2回会議に出席したのは1578名だった。それから6年のあいだに、さらに95名が欠員となった。第3代総統の選挙を行う第1期国民大会第3回会議を控えて、有権者となる国民大会代表の数が激減していることは明らかだった。国民大会代表総数をどうカウントするかという問題が浮上したのである。

行政院は、このまま代表総数を1947年当時の選出人数を基準に計算すれば、国民大会は開会できず、その職権を行使できなくなる恐れがあるとして、司法院による憲法解釈が必要との認識を示した¹⁷。国民大会も司法院に解釈を求めた。そこで、司法院は1960年2月に大法官会議を開催した。大法官会議は、現在の情勢に鑑み、「憲法が設置する国民大会の本旨を尊重して、法に基づいて選出し、会議を召集できる国民大会代表人数を計算の基準とすべきである」との解釈（第85号解釈）を示した¹⁸。

17 憲法第173条には「憲法の解釈は、司法院が行う」とある。

18 釋字第85號解釋「憲法所稱國民大會代表總額，在當前情形，應以依法選出而能應召集會之國民大會代表人數為計算標準」（中華民國49年02月12日）、司法院大法官（<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=85>）、1960年。

この大法官会議第85号解釈を受けて、内政部が第1期国民大会代表の現存人数は1960年2月16日の時点で1576名であることを確認した。この人数が第1期国民大会第3回会議における国民大会代表総数の計算基準になることが決まった。

（2）動員戡乱時期臨時条款の改正

憲法第47条には「総統、副総統の任期は6年とし、再選されたときは一期兼任することができる」とある。蒋介石の総統3選が、憲法の規定に真っ向から抵触する問題であることは明らかだった。『自由中国』誌に代表される自由主義者たちからは激しい批判が巻き起こったが、国民党内では蒋介石の總統続投への待望論が高まった。

歴史的な事実として、蒋介石の総統3選は実現した。そこまでのプロセスには、第1期総統選挙までの経緯を彷彿とさせるものがある。蒋介石は「各党、各界からの要請を受けて、しぶしぶ立候補する」というスタイルを再び演じた。他方、いかにして蒋介石に總統を続投させるか。この難題への解決策は、またもや国民大会において各党が一致して、総統の再選が憲法規定に束縛されない規定を可決することだった。以下では、そのプロセスを振り返ってみたい。

1958年12月、自らの總統続投への待望論が高まるなかで、蒋介石は「憲法の改正には賛成しない」との考えを表明した。中華民国政府の合法的統治の正統性を維持するためには、憲法に手を加えることは許されないとの判断があったのだろう。あるいは、憲法を改正せず、いかにして自分に總統を続投させるのか、という難題を周囲に突き付ける狙いがあったのかもしれない。いずれにせよ、翌1959年5月9日、国民大会代表たちが「蒋介石總統の再出馬、再選、反共抗ソの大業の完成を一致して希望する。憲法あるいは動員戡乱時期臨時条款の改正は、国民大会が直接これを行るべきである」との意見を提出した。これに対して、

蒋介石は5月18日、国民党第8期中央委員会第2次全体会議において「反共復国して革命を完成させる歴史的任務から責任を逃れるつもりはない」が、「憲法改正には賛成しない立場はいまも変わらない」との立場を強調した。

蒋介石の総統3選の実現に向けて、国民大会は対応を迫られた。1960年2月20日に第1期国民大会第3回会議が開会されると、第6回大会において「動員戡乱時期には総統、副総統の再選は、憲法第47条が定める再選は一期重任までとの制限を受けない」とする条文を盛り込んだ動員戡乱時期臨時条款の改正案を成立させたのである¹⁹。こうして、総統は任期制限の拘束からも自由になった。それにより事実上の総統任期の撤廃、蒋介石の終身総統への道が開かれたのである。

(3) 第3回総統選挙の実施

1960年3月21日、第1期国民大会第3回会議第1回選挙大会において、第3代総統を決める総統選挙が行われた。この大会には1510名の国民大会代表が出席した。立候補したのは、国民党の公認候補で、1430名の国民大会代表が連名で推薦した蒋介石だけだった。社民党も青年党も公認候補を擁立しなかった。

投票の結果は、投票総数1509票、有効投票数1481票のうち、蒋介石が1481票を獲得した（得票率98.14%）。新たに導入された計算基準によると、第1期国民大会第3回会議の代表総数は1576名となり、その過半数は789名だった。選挙法は、候補者が1名の場合、第1回投票での国民

19 1948年制定の動員戡乱時期臨時条款の規定とは異なり、1950年12月25日までに第1期国民大会の臨時会は召集されず、動員戡乱時期の終結も宣言されなかった。そのため、第1期国民大会は1954年3月11日の第2回会議第7回大会で「動員戡乱時期臨時条款は正式な廢止前には引き続き有効である」と決議した（檔案管理局編『時代輪廓—嶄新與蛻變的歷程 國民大會修憲檔案專題選輯』檔案管理局、台北、2008年、23~24頁。）

大会代表総数の過半数の得票を当選要件に定めていた（第4条第4項）。蒋介石はそれをクリアして、絶対多数の得票を獲得したことから、第3代総統に当選した。

(4) 第4回・第5回総統選挙

第4回総統選挙と第5回総統選挙の当選者は、いずれも蒋介石だった。とくに第5回総統選挙は、蒋介石にとって最後の選挙となった。任期途中の1978年4月5日に他界したからである。

前項で紹介した第3回総統選挙の結果——すなわち憲法の規定をねじ曲げて、総統の任期制限を事実上撤廃することで蒋介石の3選を実現——は、蒋介石の独裁的な権力が確立されたことを示すメルクマールだったといえる。戦後台湾の政治体制の視点から見ても、国民党一党独裁による権威主義体制あるいは台湾型の権威主義体制が、1950年代を通じて確立された後、1960年代には最高の安定を誇ったとされている²⁰。事実、蒋介石が立候補を重ねて、総統に当選し続けたその後2回の総統選挙のプロセスからは、国民党の一党独裁、そして蒋介石の独裁的な権力が確立されたことを示す特徴が見て取れる。

第1に、国民党は蒋介石を満場一致で公認候補に選出している。1966年3月、国民党第9期中央委員会第3回全体会議は、蒋介石を第4回総統選挙の公認候補とすることを満場一致で決めた。1972年3月にも、国民党は第10期中央委員会第3回全体会議において同様の決定を行った。

第2に、蒋介石が唯一の候補者となった。国民党から対抗馬が現れることはなく、また「友党」とされた社民党と青年党も公認候補を擁立しなくなった。1950年代には、国民党が両党に対して利益誘導などさまざまな手段を通じた分断工作を進

20 若林正丈『台湾一分裂国家と民主化』東京大学出版会、1992年、19頁。

め、両党の弱体化を図ったといわれており²¹、社民党と青年党はすでに骨抜きにされていたことが伺える。とくに第5回総統選挙では、両党がそろって蒋介石の總統統投を支持する声明を発表している²²。なお、蒋介石が100名以上の国民大会代表の推薦署名を簡単に集めたことはいうまでもない。第4回総統選挙では1488名の代表が、第5回総統選挙では1225名の代表が、蒋介石を連名で総統候補に推薦した。

第3に、蒋介石の得票率の高さである。まずは、2回の総統選挙の結果から確認しておきたい。第4回総統選挙は1966年3月21日、第1期国民大会第4回会議第1回選挙大会において、1427名の代表が出席して投票が行われた。選挙結果は、投票総数1425票、有効投票数1405票(無効票20票)のうち、蒋介石は1405票を獲得した(得票率98.60%)。今回の国民大会代表総数は1488名、その過半数は745名だった。選挙法が定める当選要件を満たし、第1回投票で国民大会代表総数の過半数の票を獲得したことから、蒋介石は第4代総統に当選した。

1972年3月21日、第1期国民大会第5回会議第1回選挙大会において行われた第5回総統選挙では、1316名の代表が出席して投票が行われた。選挙結果は、投票総数1316票、有効投票数1308票(無効票8票)のうち、蒋介石は1308票を獲得した(得票率99.30%)。今回の国民大会代表総数は1374名、その過半数は688名だった。第1回投票で蒋介石の得票数は代表総数の過半数、絶対多数を占めたことから、第5代総統への当選が決まった。

上記の結果から明らかだが、有効投票のすべてが蒋介石の得票となっている。第3回総統選挙に

始まった特徴が定着していることがわかる。もちろん一定数の無効票は存在しており、そのなかには蒋介石に対する批判票も含まれていたと考えられる。しかし、その数はわずかであり、選挙の回を重ねるごとに着実に減少している(第3回選挙:28票、第4回選挙:20票、第5回選挙:8票)。その結果として、蒋介石の得票率は高い数字を誇り、これもまた上昇傾向を示したのである。

(5) 第4回・第5回副総統選挙との比較

蒋介石の独裁が強まっていく傾向は、副総統選挙の結果と比べることで、よりはっきりとつかむことができる。ここでは第4回と第5回の副総統選挙で副総統に当選した嚴家淦の事例を取り上げてみたい。

上記2回の副総統選挙では、総統候補となった蒋介石の推挙を受け、国民党がそれを了承して、嚴家淦が副総統候補として公認された。国民大会代表の推薦署名については、第4回には1225名、第5回には1251名の推薦署名を集めた。ところが、実際の副総統選挙の投票結果と比べると、そこにはかなりの開きがあった。

第4回副総統選挙の投票結果は、投票総数1417票、有効投票数782票(無効票634票)のうち、嚴家淦の得票数は782票で、得票率は55.19%にとどまった。選挙法の規定によると、副総統選挙では総統の当選要件が準用される(第5条)。国民大会代表総数の過半数が745名だったことから、辛くもハードルをクリアしたかたちだった。かなりきわどい当選だったといえよう。第5回副総統選挙では、投票総数1307票、有効投票数1095票(無効票212票)のうち、嚴家淦は1095票を獲得(得票率は83.78%)したことから、当選要件(今回の国民大会代表総数の過半数は688名)をクリアして、副総統に再選された。

嚴家淦は蒋介石が推挙し、国民党が公認した候補だった。にもかかわらず、選挙前の推薦署名数

21 任育德『向下繁下一中國國民黨與台灣地方政治的發展』稻鄉出版社、台北、2008年、350~361頁。

22 陳文俊、前掲論文、276頁。

と投票時の得票数にはかなりの違いがある。その原因は無効票の多さにある。こうした事実からは、嚴家淦の立候補をよしとしない国民大会代表が少なからず存在したこと、彼らは党の監視下にあった推薦署名では党の指示にある程度に従いながらも、秘密投票となった選挙の段階ではサポートージュしていたことが見て取れる。

嚴家淦はこの後、1975年4月5日の蒋介石の死去のともない、「総統欠位のときは、副総統が総統の任期満了までその任を継ぐ」とした憲法第49条の規定に則り、総統職を引き継ぐことになる。2回の副総統選挙の結果からは、嚴家淦副総統に対する支持が高まっていったこともうかがえる。しかし、それでもやはり蒋介石の比ではなかった。1960年以降の台湾では蒋介石の独裁的権力が相当確立されていたことがわかる。

おわりに

本稿では、「中華民国」の総統選挙について紹介した。中華民国政府の台湾移転にともない、第2回総統選挙からは台湾で行われていた。台湾では台湾政治の民主化前から総統選挙が行われていたのである。しかも、定期的に、である。

本稿で扱った複数回（第1回から第5回まで）の総統選挙のプロセスから見えてきたのは、蒋介石の独裁的な権力が確立されていく様子だった。台湾移転後に国民大会代表選挙の改選が凍結され、国民大会が「万年国会」化したにもかかわらず、総統選挙が定期的に行われたのは、蒋介石がその独裁的な権力の正統性を「合法的」に確保し続けるためだった。

第2回から第5回までの総統選挙は、少なくとも「台湾での総統選挙」であったとはいえるだろう。だとしても、台湾住民が自分たちのリーダーを選ぶという意味で、「台湾の総統選挙」だったと言い切るのは難しい。蒋介石が他界し、息子の蔣經国が立候補し、当選した第6回総統選挙から、李登輝が総統に選出された第8回総統選挙まで、その性格は基本的には変わらなかった。

とはいえ、1970年代以降の台湾政治において、総統選挙の性格が決して変わらなかつたというわけでもない。「台湾での総統選挙」が、わずかながらも変化を見せ始め、ほんの少しづつではあっても「台湾の総統選挙」に近づいていったプロセスについては、また別の機会に紹介することにしたい。

新時代の台湾史研究

一日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」の議論を中心として一

中京大学社会科学研究所

研究員 鈴木 哲造

2018年10月6日(土)、中京大学名古屋キャンパス16号館(アネックス)6階アネックスホールにおいて、中京大学社会科学研究所主催・公益財団法人日本台湾交流協会後援による日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」が開催された。

中京大学社会科学研究所は、1982年から、台湾



において台湾統治史研究の基礎となる台湾総督府文書の調査研究と統治政策に関わる史資料の調査研究を継続的に実施し、『台湾総督府文書目録』の編纂をはじめ、基礎的史資料の編纂及びそれらの成果に基づく学術書の刊行を行い、台湾史研究の進展を支えてきた。日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」は、これまで本研究所にて蓄積してきた台湾史研究の成果を、一つの区切りとして総括し、あわせて国内外において第一線で活躍する台湾史研究者の最新の知見を得ることにより、残された課題を整理し、そこから見えてくる新時代の台湾研究の展望を提起すること目的として企画されたものであった。

本シンポジウムは、4部構成であった。第1部は「黎明期の台湾史研究と台湾総督府文書」、第2部は「戦後台湾における歴史教育と台湾史研究」、第3部は「新時代の台湾研究」であり、第4部は「台湾史研究の総括と今後の課題」をテーマとしたパネルディスカッションである。総勢20名の研究者(12名の報告者と8名のパネラー)による発表があり、活発な議論が展開された。報告者・パネリストとタイトルは次のとおりである。

第1部 黎明期の台湾史研究と台湾総督府文書

呉密察(国史館長)

東山京子(中京大学社会科学研究所研究員)

王孟亮(国立中興大学獣医学系教授)

台湾総文書の公開と台湾史研究

日本の台湾総督府文書研究における王世慶の役割

台湾総督府文書研究の先駆者王世慶について

第2部 戦後台湾における歴史教育と台湾史研究

薛化元(国立政治大学文学院長)

吳文星(国立台湾師範大学名誉教授)

戦後の歴史教科書問題

『認識台湾(歴史篇)』の編纂と実証的台湾史研究

—日本統治時代の史実解明を中心に

記念碑からみる二二八事件における「族群和解」

鈴木哲造(中京大学社会科学研究所研究員)

第3部 新時代の台湾研究

李為楨（国立政治大学台湾史研究所副教授）

京俊介（中京大学法学部准教授）

目加田慶人（中京大学工学部教授）

日本殖民時期台湾における税関に関する研究

台湾探訪における新しい台湾の見方

人工知能と台湾総督府文書

第4部 パネルディスカッション 台湾史研究の総括と今後の課題

《司会》

檜山幸夫（中京大学社会科学研究所長）

《パネリスト》

川島真（東京大学大学院総合文化研究科教授）

久部良和子（沖縄県立博物館学芸員）

水野保（元東京都公文書館主事）

松田京子（南山大学人文学部教授）

東山京子（中京大学社会科学研究所研究員）

松金公正（宇都宮大学国際学部教授）

陳文添（元国史館台湾文献館研究員）

宇井隆（元中京大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編纂員）

本康宏史（金沢星稜大学経済学部教授）

本シンポジウムの成果は、中京大学社会科学研究所（以下、中京大社研とする）の機関誌『社会科学研究』第39巻第2号（2019年3月）に組まれた特集号に収録されている¹。本稿は、この特集号に収録された論考に依拠して、戦後日本における台湾史研究の軌跡を概観し、今後の課題を整理することを目的とするものである。

戦後日本の歴史学界における台湾史研究の動向は、台湾研究にかかる研究環境、日本の歴史学界における台湾史という学問領域に対する理解及び台湾史を研究する研究者の意識という観点から、四つの時期に分類できる。

第1期は1965年から1972年までの時期を指し、台湾史研究の萌芽期ともいいくべきもので、戦後台湾史研究の柱が築かれた。この時期の台湾史研究を牽引したのは、日本に留学して自国史としての台湾史を研究する台湾人研究者であった。その代表的な研究として、例えば、黄昭堂『台湾民主国の研究—台湾独立運動史の一断章』（1970年）や許世楷『日本統治下の台湾—抵抗と弾圧』（1972年）等があげられる。台湾の置かれた歴史的な背景から、台湾の歴史は、日本史と中国史の一部として扱われることとなった。しかしながら、1945年の敗戦以降の「新生日本」における「過去との訣別」から、放棄した領土たる「旧植民地」に関する研究は敬遠されることとなり、とりわけ日本史研究者は台湾史を敬遠し、意識的に日本史の範疇から、1895年から1945年の台湾統治に関する

1 『社会科学研究』第39巻第2号（2019年3月）に収録された論文は次のとおりである。東山京子「門類別分類から見た台湾総督府文書研究」（1頁～73頁）、王孟亮「台湾史研究の先駆者王世慶について—父の残した史料と文書を事例として—」（75頁～90頁）、吳文星「『認識台湾（歴史篇）』の編纂と実証的台湾史研究」（91頁～114頁）、鈴木哲造「記念碑からみる二二八事件における「族群和解」」（115頁～134頁）、京俊介「台湾探訪と二・二八事件・白色テロ—台湾現代史の負の遺産を訪れる—」（135頁～162頁）、檜山幸夫「問題提起 台湾史研究の総括と今後の課題」（163頁～179頁）、川島真「日本の歴史学界における台湾史研究の特徴について」（181頁～185頁）、松金公正「台湾史研究における台湾総督府文書目録編纂の果たした役割」（187頁～191頁）、松田京子「台湾史研究者にとっての台湾総督府文書の意義—台湾先住民史研究にそくして—」（193頁～195頁）、本康宏史「近代地域史研究者にとっての台湾総督府文書目録編纂の意義」（197頁～202頁）、久部良和子「戒厳令下台湾における日本人留学生にとっての台湾研究」（203頁～206頁）、水野保「台湾史研究の軌跡と展望」研究集会に参加して」（207頁～210頁）、陳文添「「台湾総督府公文類纂」編纂事業について」（211頁～214頁）、東山京子「台湾総督府文書研究の将来展望」（215頁～220頁）及び目加田慶人「人工知能と台湾総督府文書」（222頁～226頁）。

研究を排除した。さらに、中国史を中心になっている日本の東洋史研究において地方史の領域に入る台湾史を研究する者はほとんどいなかった。かくして日本の歴史研究のなかから台湾史が抜け落ちることになった。黄昭堂や許世楷ら日本在住の台湾人研究者はここに風穴をあけたのである²。

第2期は1973年から1984年までの時期を指し、学術的な台湾史研究の開始となり、現在の台湾史研究の基盤を形成した。この時期で特筆されるのは、戴國輝とその下に集まる日本人研究者による研究であり、その象徴的な成果が戴國輝と若林正丈・春山明哲らによって1978年に創刊された『台湾近現代史研究』である。代表的な著作としては、黄昭堂『台湾総督府』(1981年)、戴國輝編『台湾霧社蜂起事件』(1981年)及び若林正丈『大正デモクラシーと台湾議会設置請願運動』(1983年)があげられる³。

第3期は1985年から2001年までの時期を指し、学問としての「台湾史」という領域が築きあげられ、台湾史研究は飛躍的な発展を遂げた。この背景には、①台湾の民主化と自由化、台湾人意識の形成に伴い、台湾史研究が解禁されたこと、②台湾総督府文書の公開により、原本史料を用いた実証的研究が行われるようになったこと、③中央図書館台湾分館（現在の国立台湾図書館）等での図書文献資料の充実化や各地文献委員会の行った史料編纂事業により台湾史にかかる研究基盤の整備が進展したこと、④各教育機関で台湾史の授業が行われるようになり、台湾史に関する認識が広く一般に定着すると同時に、台湾を研究対象とする研究者を育成させていったこと等がある⁴。

第4期は2002年から現在までの時期を指す。

2 檜山前掲論文、168頁～169頁・172頁。

3 同上、172頁～173頁。

4 同上、173頁。

2002年は、『史学雑誌』の「回顧と展望」における台湾史の位置づけが変わった年である。「回顧と展望」は、2001年までは「中国近現代史」のなかに「台湾史」を入れていたが、それを改め2002年から「中国史」のなかに表題をつけて「台湾」としての独立領域を設けた。この事象を捉えて、檜山幸夫氏は、大きな前進と評価しつつも、次のような問題提起を行っている。「台湾の近代史・台湾現代史はどのように解釈しても『中国近代史』や『中国現代史』の領域には入らない。逆に言えば、敢えて台湾近現代史を中国近現代史に入れたときに描かれる中国近現代史像とはいったい如何なるものになるのか。学問は、政治から切り離された独立した領域を確保してはじめて学問の自由を確保することができるのであって、自らそれを侵すべきではない」と⁵。

以上、台湾史研究の動向を、時期区分によって概観してきたが、日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」は、台湾史研究にとっての台湾総督府文書の意義を考えることが大きなテーマの一つであった。台湾総督府文書の存在・価値を広く内外に知らしめ、その利用を促進し、実証的な台湾史研究の進展に重要な役割を果たしてきたのが中京大社研の進めてきた台湾総督府文書目録の編纂事業であった。

日本において台湾総督府文書を利用した研究が本格化するのは、中京大社研の檜山幸夫氏を中心とする調査団が、1981年に日本の台湾統治と台湾総督府文書に関する研究プロジェクトを立ち上げ、翌年（1982年）から、台湾総督府文書を収集するために、台湾での調査・研究を開始して以降のことである。中京大社研は、文書の所蔵機関である台湾省文献委員会と学術交流協定を締結し、台湾総督府文書の目録編纂事業を進め、10年余におよぶ台湾での調査・研究を積み重ねた結果、

5 同上、174頁～175頁。

1993年に『台湾総督府文書目録』第1巻を刊行した。ここにはじめて一般に台湾総督府文書という文書史料群の全貌が明らかにされた。この目録刊行により、台湾総督府文書の研究は飛躍的に発展していくことになった⁶。中京大社研の目録編纂事業は、まさに学問としての「台湾史」の成立に寄与したのである。中京大社研は、目録編纂事業を研究所の基幹事業として位置づけ、現在にいたるまで継続しており、2019年の段階で『台湾総督府文書目録』を第30巻（大正4年分）まで刊行している。

台湾総督府文書の目録編纂事業が果たした役割は、台湾総督府文書を利用するための研究基盤を構築しただけではない。松金公正氏によれば、この編纂事業の特徴は、一言で表すと「際（キワ）」と「幅（ハバ）」という言葉に集約される。すなわち、「目録編纂」という行為は、それに関係する研究者の学問領域の際をつなぎ、専門領域の異なる研究者を包摂することによって研究の幅を広げ、台湾史研究の学際性を高めたのである⁷。中京大社研は、目録編纂事業を通じて、多くの研究者や各研究機関とのネットワークを築いた。例えば、この事業に参画したのは、日本人・台湾人・中国人の研究者等百数十名にのぼり、その所属機関も大学、研究所、公文書館、博物館等多岐にわたった⁸。専門も日本史や中国史等の歴史研究者だけではなく、他分野の研究者や日本近代文書解読の専門家まで広範囲に及んだ。そこには、通常、共同研究を行うことのない者同士が、目録編纂という場において、共通課題に協働して向き合う姿があった。つまり、目録編纂が長期にわたったからこそ、研究組織構成メンバーの「幅」が広がるとともに、学問領域の「際」を跨ぐ分野間連携・融

合が進展したのである⁹。

中京大社研の台湾総督府文書研究を通じた学際研究は、隣接分野との連携・融合にとどまらず、理系研究者との共同研究に発展している。すなわち、2015年より中京大社研の文系研究者と同大人工知能高等研究所に所属する理系の研究者の連携により始動したデジタル・ヒューマニティズプロジェクト（DHP）である。DHPは、人工知能（AI）やディープラーニング（深層学習）という技術と台湾総督府文書をつなぐ学際的な研究プロジェクトである¹⁰。現在、科学研究費助成事業にて進められているDHPは、台湾総督府文書を題材として近代古文書の自動解読支援システムを開発し、このシステムをもって、近代古文書の読めない学部学生や一般社会人を対象として、その解読支援を行うとともに、とりわけ地方自治体に多く眠っている近代公文書を自動解読することで、行政及び研究者の利活用を促進させることを目標とするものである。このように、中京大社研に蓄積された台湾総督府文書の知見は、文理融合の学際研究プロジェクトを通じて、社会に還元されようとしているのである。

最後に、日台学術シンポジウム「台湾史研究の軌跡と展望」で示された台湾史研究の今後の課題を整理したい。

第一に、歴史的連続性（時間的地理的連続性）のなかで台湾史を如何に位置づけていくのか、ということである。1980年代までの研究は、1945年を起点として、過去との訣別と新たなる関係の創造にあったが、これからはそれを踏まえて台湾史研究のなかから何を探し出し見つけ出していくのかが課題となる（例えば、霧社事件の研究には、「今」、何が必要なのかの問い合わせ等）¹¹。

6 東山前掲論文、5頁～6頁。

7 松金前掲論文、187頁。

8 檜山前掲論文、166頁。

9 松金前掲論文、189頁。

10 目加田前掲論文、222頁～223頁・226頁。

11 檜山前掲論文、176頁。

第二に、台湾史研究の主体の問題である。台湾の歴史を客観的に捉えるためには、まず「台湾島」という空間を基に、「台湾島史」という概念から、古くから台湾島に生きてきて独自の文化を築いてきた台湾原住民に主体を置いた台湾の歴史研究を行うことが必要である。さらに台湾原住民に主体を置いた台湾島史の研究が、他者ではなく台湾原住民自身の研究者による自分史として描かれなければならないだろう¹²。

第三に、学術制度、教育制度として、如何に台湾史研究に独立した位置付けを与え、それを具体化していくのか、ということである。台湾史というジャンルが成立しても、台湾史研究のポストはほとんどない。他方、学校教育の面をみても、日本の歴史教育のなかで台湾史に関わる説明は隣国の韓国等に遠く及ばない。日本の学術制度、教育制度等において、未だ台湾史は十分に位置づけられていないのである¹³。

第四に、日台学術交流について、歴史的・地理的関係を踏まえて、隣国としての友好的関係をより深めていくことである。戦後日本における台湾史研究は、日本に留学していた許世楷・黃昭堂・戴國輝といった台湾人研究者によって築かれ、彼らの下で若き日本人研究者が育まれ、さらにその

後は呉文星・呉密察・周婉窈・鍾淑敏・黃紹恒らにより台湾に留学していった若き日本人研究者が育てられたように、日台相互が研究を支えるという関係性の中にある。これこそが、国際的な学術交流なのであり、今後は、この関係性を維持・発展させていくことが求められる¹⁴。

第五に、専門領域の異なる多くの研究者とのネットワークを築き、学際的研究を育んできた台湾総督府文書目録事業を継続して行い、完結させることである。

筆者は、中京大学法学部の学部生であった2000年より現在にいたるまで台湾総督府文書調査団に参加させてもらい、目録編纂に従事してきた。また、国立台湾師範大学歴史学系に留学し、博士号を取得して母校の中京大学に戻った。台湾総督府文書調査団において研究者としての基礎を学ばせてもらい、台湾において一人前の研究者に至らった。まさに筆者は、日台間の国際学術交流の進展のなかで成長させてもらったのである。こうしたことから、筆者は、中京大社研の一員として、台湾総督府文書目録編纂事業を継続して行い、そのなかで若き研究者を育てていくことが使命であると強く感じている。

12 同上、176頁～177頁。

13 川島前掲論文、184頁～185頁。

14 檜山前掲論文、177頁～178頁。

Computex2019 & InnoVEX2019 レポート<1>

Computex の変化と InnoVEX の急成長

Taipei Computer Association 東京事務所 駐日代表 吉村 章

今回から3回にわたって Computex2019 & InnoVEX2019 をレポートする。今回は Computex 概況及び台湾大手ベンダーの動向をレポート。次回は Computex2019 で注目を集めた製品や技術を重点的にレポート。そして第3回では注目の SmarTEX エリア、さらに2016年から Computex に併設されて今年で4回目の開催となるベンチャーイベント、InnoVEX（イノベックス）をレポート予定。 Computex を切り口にシリーズで台湾 IT 産業の最新事情をレポートする。

■ 1 ■ 1,685 社、5,508 小間、5月31日(火)から会期5日間で開催

毎年6月上旬に開催される Computex2019 & InnoVEX2019 であるが、今年は2019年5月28日(火)から6月1日(土)まで、会期5日間で開催された。主催は Taipei Computer Association/TCA(台北市電腦商業同業公会)と Taiwan External Trade Development Council/TAITRA(台湾对外貿易发展协会)、2つ団体による共同主催。出展企業数は1,685社、5,508小間の出展規模。ASUS(華碩)、Benq(明基)、Gigabyte(技嘉)、MSI(微星)、MiTAC(神達)、DELTA(台達)など台湾を代表する大手ベン



写真1 出展企業1,685社、出展ブースは5,508小間、写真は南港1ホール4F

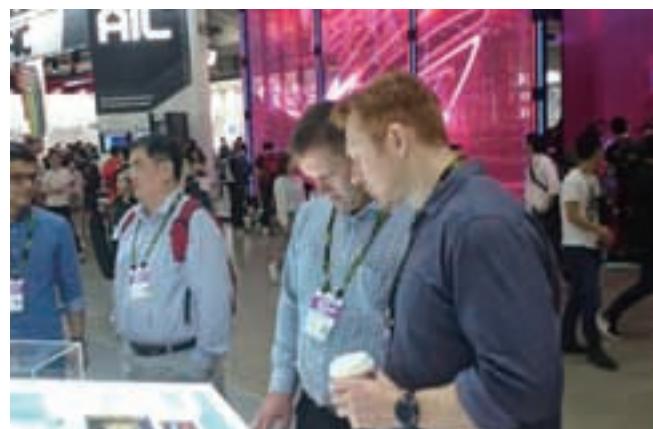


写真2 海外からのバイヤー登録者数は海外171の国と地域から42,495人

ダーから、中堅・中小企業、スタートアップベンチャーまで幅広い出展企業を集めての開催。台湾のIT製品の買い付けを目的に海外から4万人を超えるバイヤーが集まるアジア最大のITイベントである。

■ 171の国と地域から42,495人のバイヤー登録者

総来場者数はおよそ11万人。この数は国内外の業界関係者なども含めた来場者総数である。昨年に比べると来場者総数は微減。しかし、主催者が注目しているのは来場者総数ではなく、海外からのバイヤー登録者数だ。

バイヤー登録者は171の国と地域から合計

42,495人。この数字は昨年に比べて0.5パーセント増。具体的な人数は発表されていないが地域別に見ると、中国、アメリカ、日本、韓国、香港が上位5つ。これにタイ、シンガポール、ドイツ、マレーシア、インドが続く。昨年まで中国からの来場者が減少傾向にあったが、ここにきて増加に転じている。一方で、タイやマレーシアなど東南アジア諸国からの来場者が昨年同様堅調に増えている。アメリカと日本からの来場者はそれぞれおよそ4千人。日本からの来場者は増加傾向。今年も日本人グループの姿を会場のあちらこちらで見かけた。



写真3 5/28(火)～6/1(土)まで会期5日間、写真は世界貿易センター第1ホールのInnoVEX会場



写真4 世界中から集まるバイヤーは視察や情報収集ではなく、製品の買い付け、具体的な商談が目的

■南港ホール2が3月に完成、Computexでは初めての運用

今年の3月に南港ホール2が完成し、Computexで使われるのは今年が初めて。南港ホール2の場所は南港ホール1の向かい側、道路を挟んだ位置にある。地下はMRTの駅で繋がっていて、雨の日は移動も便利。南港ホール2の展示面積は、1Fが15,120m²、4Fのフロアが同じく15,120m²で二層構造になっている。2Fと3Fに展示スペースはなく、5Fは会議室となっている。

これは南港ホール1と同じ構造だ。参考までに南港ホール1の1Fと4Fを合わせた面積は45,360m²で、2つのホールを合わせると総展示面積は75,600m²となり、幕張メッセ（1～11全ホール72,000m²）を上回る展示面積となる。

南港ホールは台北市内の松山空港より車で25分ほど、桃園国際空港からは45～60分ほどの距離にある。台北駅からMRTを使えば南港展覧館駅までおよそ20分。世貿1館（世界貿易センター第1ホール）から南港ホールへMRTで移動するには乗り換えが必要となるのでご注意を。Computex会期中は世貿1館と南港ホール1の間を無料シャトルバスが運行していて、渋滞がなければ15分程度で移動ができる。

これまでComputexのメイン会場だった世界貿易センターは1985年にオープンして以来、30年以上の年月が経つ。英語名はTaiwan World Trade Centerで通称TWTCと呼ばれている。中国語では「世貿1館」という呼び方が一般的だ。同じように国際会議センターの英語名はTaipei International Convention Centerで通称TICC、一般的に「会議中心」と呼ばれている。Computex2019ではTICCでもセミナーやカンファレンスが行われたほかIntel、AMD、Realtek（瑞昱半導体）など半導体ベンダーもここに出展している。実はTICCも注目すべきComputex会場のひとつだ。

世貿 1 館は Computex のメイン会場としてこれまで使用されてきた。2008 年には南港ホール 1 が完成し、そして今年から南港ホール 2 の運用が始まった。Computex の主な出展企業は南港地区のホール 1 とホール 2 に移り、昨年まで世界貿易センターの別会場（第 3 ホール）で開催されていた InnoVEX が今年は世貿 1 館に移ってきた。

世貿 1 館は今後大規模な改裝が予定されている。エントランスホールの全面的な改修をはじめ、VIP ルームやレセプションエリアを増設、会議室やセミナー会場の機能と質感を高め、飲食やコンビニなど来場者の利便性を考えた改装を行うなど、新しく生まれ変わる予定だ。2008 年に運用が始まった南港ホール 1 の設備の拡充工事も同時に計画されている。これからも Computex はこの 2 つの地区での開催となり、Computex 会場は南港地区、InnoVEX 会場は世貿地区という形が定着しそうだ。



写真 5 南港ホール 1 の面積は 1F が 22,680m²、4F が 22,680m²で合計 45,360m²



写真 6 新しく完成した南港ホール 2、展示面積は 1F と 4F ともに 15,120m²、合計 30,240m²

■ 2 ■ InnoVEX（イノベックス）とは・・・

2016 年から Computex に併設されたスタートアップイベントが InnoVEX（イノベックス）だ。InnoVEX という名称は Innovation、Venture、Exhibition を組み合わせた造語で、3 日間の会期中には、展示、セミナー、ピッチコンテスト、マッチングイベントが行われ、今年で 4 回目の開催となる。

5 月 29 日（水）から 5 月 31 日（金）までの会期は Computex とは異なる。5 月 28 日（火）からスタートする Computex に 1 日遅れての開幕となり、Computex より 1 日早く終了する。Computex が会期 5 日間であるのに対して InnoVEX の会期は 3 日間である。今年の InnoVEX では会場を世界貿易センター第 3 ホールから第 1 ホールに移し、世界 25 の国と地域から 467 組のスタートアップチームが参加。過去最高規模での開催となった。

会場の中央にはセンターステージが設けられ、ここではキーノートスピーチ、セミナー、パネルディスカッションなどが行われた。センターステージの座席数はおよそ 300 席、ピッチコンテストのファイナル（決戦大会）では立ち見が出るほどの来場者だった。

ピッチコンテストは 143 のエントリーから書類審査で 31 のスタートアップチームが選ばれた。セミファイナルは Pi ステージ（パイステージ）で行われ、参加 31 チームから 10 社がファイナリストとして決戦大会に勝ち残った。決戦大会は 5 月 31 日（金）午後に行われ、ファイナリスト 10 社による白熱したピッチが繰り広げられた。優勝賞金は 10 万米ドル、5 月 31 日の決戦大会は InnoVEX2019 の中で最も注目を集めたイベントである。（InnoVEX2019 と台湾ベンチャー事情については本誌にて改めてレポートを予定）

Pi ステージとはセンターステージとは別に設けられた座席数 100 人ほどのステージで、ピッチ

コンテスト予選の他、フレンチテック、オランダ、カナダ、フィリピンなどが国別に出展企業のプレゼンを行った。また、ツーリズム・イノベーションテックなどテーマを絞り込んだピッチなどが行なわれ、こちらもセンターステージ同様たくさん的人が集まっていた。Pi (π) とは割り切れない数字、無限の可能性を示す。無限の可能性を秘めたスタートアップベンチャーが各社それぞれの技術やビジネスモデルを競い合った。

個人的にはセンターステージより Pi ステージのイベントのほうが面白かった。センターステージで行われたプレゼンほど洗練されたものではないが、ユニークな技術やキラリと光るビジネスモ



写真7 InnoVEX2019は世界貿易センターホール1に移しての開催、昨年より会場が広くなった



写真8 InnoVEX会場内のPiステージで行われたツーリズム・イノベーションのプレゼン

デルをプレゼンする企業もあり、来場者からも「センターステージ以上に Pi ステージのほうが刺激的だった」というコメントも聞かれた。今年の InnoVEX の隠れた見どころポイントだろう。

■3 ■ Computex の変化と InnoVEX の急成長をこう読み解く

Computex が大きく変化している。これまで台湾大手ベンダーは高性能のパソコンをリーズナブルな価格で大量に生産し、世界中に供給してきた。1990 年代の後半以降、拡大させてきたビジネスモデルである。生産拠点を中国に移してからも「世界のパソコン工場」としての地位は揺るぎないものだった。

しかし、情報端末としてのパソコンニーズの変化、追従する新興ベンダーとの競争、市場ニーズの多様化など、厳しいビジネス環境の変化が続いている。IoT がこうした動きに拍車をかけた。さまざまな分野で必要とされる端末やソリューションが多様化し、台湾大手ベンダーはソリューション分野へ大きく舵を切って製品開発を行うようになってきている。

繰り返しになるが、高性能のパソコンをリーズナブルな価格で大量に生産し、世界中に供給するビジネスモデルは過去のものになりつつあり、今はソリューションが主役である。筆者はこれを台湾大手ベンダーの「多角的全方位戦略」と名付けた。IoT、AI が時代のキーワードとなり、これまでの経験を活かしながら、新しい分野への挑戦を試みている。ユーザーのニーズをいち早く捉えて、スピーディな製品開発が求められるようになった。どんな分野がトレンドになるか、予測が難しい状況にある。

しかし、見通しがつかない状況であるからこそ台湾ベンダーはむしろ「強み」を發揮する。Try & Error で次々に新しいことに挑戦し、フレキシブルに戦略を変えていく。スピーディな意思決定、フレキシブルな対応、チャレンジスピリット



写真9 「多角的全方位戦略」の動きのひとつ Gigabyte の Smart agri(植物工場)

は台湾ベンダーの「強み」である。日本企業ではなかなか真似ができない動きだ。

■ Smart ○○○という言葉があちこちで飛び交う時代・・・

Computexのブースでは「Smart ○○○」というキャッチフレーズをよく見かけるようになつた。中国語では「智慧○○○」と表現する AIoT の時代を象徴する言葉だ。台湾大手ベンダーがこの Smart ○○○へ大きく舵を切っている。Smart home、Smart office、Smart factory をはじめ、Smart education、Smart vehicle、Smart medical、Smart health などなど。素材の分野では Smart cloth、物流は Smart retail、農業は Smart agri、サービスロボットは Smart robotics、他にも Smart hotel、Smart energy、Smart security、Smart eco-system、総称して Smart solution まで、良きにつけ悪しきにつけ Smart ○○○のオンパレードだ。

ここ数年、展示会でさまざまな Smart solution を出展してくる台湾大手ベンダーだが、今年はこうした動きにますます拍車がかかった。注目を集めた台湾大手ベンダーの出展を見てみると…。ASUSはホテルソリューションを出展。南港ホール1のパビリオンでは広いスペースを割いてホテ

ルソリューションの展示を行っていた。また Gigabyte の Smart agri(植物工場)、また、Benq の回転寿司システムなども目を引いた。Benq は今年もロボットアームの展示を行っていた。Smart factory のソリューションである。

MiTAC は今年も図書館システムを出展している。同時に実車を会場に持ち込み Smart vehicle 分野でも存在感を示していた。一方、MSI も Smart vehicle 分野の出展。この分野では年々バージョンアップを繰り返して毎年のように車載製品を出展している。さらに MSI では車載だけでなく他の分野にも出展範囲を広げている。今年、会場では MSI を含めて Smart retail 分野への進出が目立った。こうした動きも時代のトレンドだろう。

Acer は Computex 会場でパビリオン出展は行わず、会場外でのプライベートショウに切り替えている。信義地区の台北 101 エリアに特設パビリオンを設営し、エイサーのフラッグシップゲームマシンである Predator(プレデター)とハイスペック PC の新しいブランドである Concept-D の PR を行っていた。個人的には Computex に Acer がいないのは寂しい感じもするが、これも台湾大手ベンダーの戦略変更のひとつと言えるだろう。



写真10 Acer は台北 101 エリアに特設パビリオンを設営、Predator (プレデター) と Concept-D をメインに

■4 ■スタートアップベンチャーのイノベーションに期待

台湾大手ベンダーが Computex で独自のソリューションを出展する動きに拍車がかかっている。年々分野を広げて製品ラインナップを増やし、より積極的に多角的全方位戦略に向かう動きだ。(後半の photo レポートでも詳しく紹介)

しかし、台湾大手ベンダーと言っても市場のニーズに応える技術革新をすべて自社で開発を行うには限界がある。自社でもさまざまな分野で IoT や AI の技術開発やイノベーションに取り組んでいるが、市場が求めているニーズは動きが早い。次にどんな分野で市場が立ち上がるか、予測は難しい。Smart ○○○という広範囲な分野で網を張り、市場のニーズをいち早く察知して、技術開発からプロトタイプを作り上げ、実証実験を経て小ロット生産、さらに量産に繋がるビジネスモデルを作り上げる。言葉にするのは簡単だが、これまでの実績と経験だけでは限界がある。

こうした賄いきれない技術やソリューションを台湾大手ベンダーはスタートアップベンチャーに期待している。スタートアップベンチャーの技術やソリューションをうまく自社開発の製品に取り組んで、新しい製品を開発するベンダーも少なくない。またはスタートアップベンチャーに投資し、新しい分野への試金石とする動きもある。

2016 年に始まった InnoVEX はそうした業界のニーズをうまく捉えた取り組みであり、InnoVEX は時代の要求に応えるイベントであると言えるだろう。単なるブームに乗るためのイベントではなく、大手ベンダーが技術やソリューションをうまく取り組む仕組みでもある。変化する時代の中で台湾ベンダーが業界での生き残りをかけた取り組みであるということもできる。台湾大手ベンダーの戦略の変化にうまくマッチした取り組みである。

こうした取り組みはスタートアップベンチャー

側から見ても都合がいい。自分たちが開発した技術やソリューションの受け皿を探しやすいという点だ。ユニコーン企業を目指すのではなく、技術やソリューションを直近のビジネスで活かすパートナーを探す企業が多いことも台湾スタートアップの特徴であると言うことができる。

イノベーションを取り込もうとしているベンダー側も積極的にスタートアップを探している。ベンダーの周辺には VC やエンジェル、アクセラレーターやメンターがいる。スタートアップ側からするとプロトタイプの製作や実証実験の機会も探しやすい。こうした両者の利害が一致する環境が Computex と InnoVEX というイベントに新たな方向性をもたらしたといえるだろう。

台湾にはハードウェアベースのスタートアップが多いのはこうした背景がある。ソフトウェア系、Web 系よりハードウェア関連のスタートアップが圧倒的に多いのが台湾の特徴。アプリケーション開発、ビジネスソリューション系、クラウドタイプではなく、ハードウェアの調達や供給を伴うソリューションが多い。この点も台湾の「強み」を活かした台湾独特なスタートアップ・エコシステム(新創生態系)と言えるだろう。



写真 11 InnoVEX は 2016 年から Computex に併設されたスタートアップイベント、写真はピッチコンテストの様子

■ 2018年秋からTST (Taiwan Startup Terrace)、TTA (Taiwan Tech Arena) が本格稼働

従来、スタートアップベンチャーというと大学や地域自治体が運営をするインキュベーターが主たる役割を担ってきた。これまで台湾政府も人材育成や産業振興のために積極的にスタートアップ支援を行ってきた。しかし、箱モノ重視と揶揄された時代もあり、結果的に効果的なスタートアップ支援に予算が使われてきたかというと疑問の声もある。

しかし、こうした動きに変化の兆しが見え始めたのは2015年である。これは台湾だけでなく中国をはじめアジア全体の動きにも合致している。同時にそれはIoTがビジネスのスタイルを変え始めた時期に一致する。台湾政府も従来のようなスタートアップ支援から方向転換を行っている。

2018年秋にはTST (Taiwan Startup Terrace)、TTA (Taiwan Tech Arena) という政府系のスタートアップ支援機関が本格的な活動を始め、台湾におけるスタートアップ・エコシステム(新創生態系)が軌道に乗りつつある。TSTとは台湾の経済部(日本の経済産業省にあたる機関)を中心としたスタートアップ支援のインキュベーターで林口に拠点を設け、運営は経済部中小企業処が主導的な役割を果たしている。

一方、TTAとは台湾の科技部(旧科学技術庁、現文科省にあたる機関)を中心としたスタートアップ支援のインキュベーターで台北市内の台北アリーナに拠点を設け、国内外のVCが入居するスタートアップ支援の最前線である。(それぞれの特徴と役割については改めてこの誌面でもレポートを予定しているのでご期待いただきたい)



写真12 InnoVEX2019では最も広い面積で存在感をしめしていたTST (Taiwan Startup Terrace) の出展エリア



写真13 TTA (Taiwan Tech Arena) もパビリオンを設置、国内外のVCが入居するスタートアップ支援機関

■ 5 ■多角的全方位戦略か、単なる戦略の迷走か…

市場のニーズに合わせていち早く求められているソリューションが提供できるか、これがポイントとなる。また、自社にそうしたソリューションを持ち合わせているか、スピーディかつフレキシブルに求められているソリューションの開発に取り組んでいけるか、機動力が勝負。台湾大手ベンダーは賄いきれない技術やソリューションをスタートアップベンチャーに期待し、スタートアップベンチャーの技術やソリューションをうまく取り込んで新しい分野の製品開発に挑戦する。2016

年に始まったInnoVEXはそうした業界のニーズをうまく捉えた。

しかし、模索を繰り返しながら、大手ベンダーと言えども展示会に持ち込む出展製品がなかなかビジネスに繋がらないというケースも少なくない。「多角的全方位戦略」という言葉はポジティブな響きがある。前向きである。しかし、方向性を誤ると結果が伴わず、費やした資金も人材も無駄になる。マーケティングが不十分であること、ターゲットの絞り込みが甘かったことがマイナスの結果をもたらす。

あれもこれも手を出して、結果的にビジネスの成功に繋がらないのは「戦略の迷走」である。積極的な「多角的全方位戦略」で攻めの姿勢を貫くことができるのか、人材や資金など限られた資源を有効に活用しきれず、単なる「戦略の迷走」で終わるのか、各社ともここ数年が正念場といったところだろう。

台湾ベンダーの「強み」は3つ。まず、高品質のパソコンをリーズナブルな価格で大量に生産し、世界中に供給してきたこれまでの実績。2つ目は世界中に持っている販売ネットワーク。そして、Try & Errorを繰り返しながらも次々に新しい開発に挑戦していくスピードと柔軟性だ。

こうした「強み」を活かすことができる間に、AIoTのどの分野で独自の市場を切り開いていくことができるか、繰り返しになるがここ数年が正念場だ。これは日本企業(日本の中小企業)にとってはビジネスチャンスである。日本側の「強み」と台湾ベンダーの「強み」を組み合わせて協業できるポイントを見つけ出していくことができれば、大きなビジネスチャンスになるはずである。

TCA東京事務所ではInnoVEX2020にてジャパンパビリオンを設置予定。(会期2020/6/3-6/5)、海外での市場開拓または提携パートナー探しに取り組む企業を支援。また、AIoTをキーワードに「日台アライアンス」に関心がある自治

体、業界団体、または企業があればご連絡いただきたい。Computex2019報告会やセミナーの開催、個別案件の相談も対応可能。2019年9月には台湾スタートアップ/現地視察も計画中。(「日台アライアンス」については、改めてこの誌面でレポートを執筆予定。ご期待いただきたい)

■ 6 ■ Computexに見る台湾大手ベンダーの多角的全方位戦略/photo レポート

時代はAIソリューションへ大きく動き、Smartという言葉に代表されるようにさまざまな分野でビジネスソリューションの変革が起こっている。多角的全方位戦略なのか単なる戦略の迷走なのか、台湾ベンダー自身も模索を繰り返しながら進んでいるというところが正直なところだろう。戦略迷走の罠に陥らないためにもスピーディな意思決定とフレキシブルな対応が求められる。こうした台湾ベンダーとどう関わっていくべきか、日台それぞれの「強み」を活かすことができるアライアンスを考え、日本企業側もしっかりと向き合っていきたい。

ここからは写真で大手ベンダーのブースの様子をご覧いただきたい。



写真14 ASUS(華碩)はホテルソリューションを出展。ASUS(華碩)が開発したサービスロボット「Zenbo」を使ったデモを行っていた



写真 15 ASUS（華碩）の高性能ゲームマシン、欧米市場では e スポーツが人気、多角的全方位戦略の王道



写真 18 Benq(明基)は回転寿司ソリューションを出展。これも多角的全方位戦略のひとつ(?)



写真 16 ASUS（華碩）、デザイナー、映像処理、建築事務所などビジネスユースのハイスペックモデル PRIME



写真 19 Benq(明基)のアパレルショップ向けの Smart レジ。今年は各社からこうした Smart retail のソリューションの出展も多かった



写真 17 ASUS（華碩）のノートブックパソコンの最新モデル。もちろんこの分野の展示も欠かさない



写真 20 今年も Benq(明基)ブースに同居して Qisda(佳世達)がロボットアームを出展。Smart Factory ソリューション



写真 21 口ボットアームで来場者の似顔絵を描くデモ。Benq(明基)ブースにて



写真 24 MiTAC(神達)は昨年に続き図書館システムを出展、写真は貸し出し/返却用の端末



写真 22 MiTAC(神達)は Mio ブランドで Smart vehicle 関連のソリューションを出展



写真 25 MiTAC(神達)、図書館システムが提案するトータルソリューションの全体像



写真 23 MiTAC(神達)ブース、実車をブースに持ち込んで力が入った展示を行っていた



写真 26 MSI(微星)の観光バス向け映像配信システム、MSI(微星)は早くから Smart vehicle 分野に取り組む企業



写真 27 MSI (微星) の Smart retail 向けソリューション、今年は Smart retail 分野の出展が多かった



写真 29 Gigabyte (技嘉) は AR/MR 分野にも出展スペースを割く、これも多角的全方位戦略 (?)



写真 28 南港ホール 2 で注目を集めていた Gigabyte (技嘉) の Smart agri (植物工場)



写真 30 Gigabyte (技嘉) が提案する Smart retail 向けソリューション、競争が激しい分野

次回は Computex2019 で注目を集めた製品や技術を重点にレポートする予定である。今回のレポートに関する内容のお問い合わせは TCA 東京

事務所まで、また台湾スタートアップ事情についてご質問にも対応可。お気軽にお問い合わせいただきたい。

TCA 東京事務所
<http://www.tcatokyo.com>
 bridge@asia-net.com

日本台湾交流協会事業月間報告

主な日本台湾交流協会事業（6月実施分）

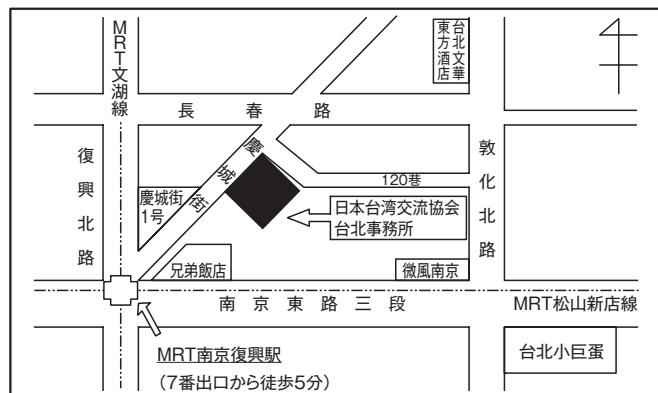
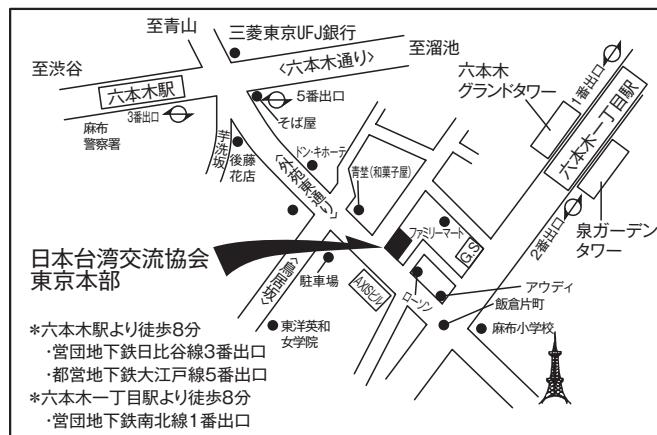
6月	場所	内容	主な出席者（日）	主な出席者（台）
1日	台北市	台湾継承日本語ネットワーク第9回年次大会	鶴見主任、浅田主任、太原日本語専門家（台北）	
3日	台南市	「2019年台南国際ドラゴンボート選手権開幕式」出席	三谷主任（高雄）	黃偉哲・台南市長 他
5日	東京	理事会及び常勤役員業績評価委員会		
8-19日	宜蘭市、台北市	西郷菊次郎没90周年記念 西郷隆文・西郷等兄弟展（後援名義事業）	松原広報文化部長（台北）	江聰淵・宜蘭市長 他
11日	高雄市	高雄日本人学校学校運営委員会出席	又平主任（高雄）	
12日	台中市	領事出張サービス	鶴見主任（台北）	
12-14日	台北市、新北市	商標権利集第6版完成報告会	齋藤洵・台北市日本工商会 知的財産委員会委員長、星野副代表、福村主任、後藤専門家（台北）	謝玲媛・財政部関務署長、洪淑敏・経済部智慧財産局長、陳國成・司法院智慧財産法院長、鄭國榮・経済部訴願審議委員会主任委員 他
17日	台北市	台湾日本人会2019年度第一回安全対策委員会	西海副代表、鶴見主任、北野主任（台北）	
18日	台北市	令和元年春叙勲伝達式	沼田代表、星野副代表、堀井主任（台北） 他	邱義仁・台湾日本関係協会会长、吳東進・新光吳火獅記念医院董事長 他
19日	台北市	李英茂氏旭日双光章叙勲伝達式	沼田代表、松原広報文化部長（台北）	李英茂氏
19日	台北市	第63回知的財産勉強会「台湾の知的財産事件の重要判例」	菅井 健・台北市日本工商会 知的財産委員会副委員長、福村主任、後藤専門家（台北） 他	張銘晃・智慧財産法院裁判官
19-22日	台北	FOOD Taipei 2019	水井修・日本貿易振興機構理事、星野副代表（台北）	黃志芳・中華民國對外貿易發展協會董事長、王健蒼・台灣食品暨製藥機械工業同業公會理事長、汪麗艷・台灣包裝協會理事長、楊珍妮・經濟部國際貿易局局長
20日	東京	役員候補者推薦委員会及び評議員会		
20日	台南市	領事出張サービス	駒屋主任（高雄）	
22日	高雄市	高雄市皮影戯館「光-皮影戯館25周年紀念特展」開幕式出席	又平主任、吉田主事（高雄）	楊孟穎・高雄市皮影戯館長 他
24日	台南市	「台南市 2019年フレンドシップ・ボックス 友好図書館交流企画記者発表」出席	笠木淳司・群馬県みなかみ町副町長、小野章一・同町議會議長、加藤所長、三谷主任（高雄）	黃偉哲・台南市長 他
26日	台北市	日本語パートナーズ派遣事業台湾第3期帰国前報告会（台北事務所主催）	日本語パートナーズ第3期、松原広報文化部長、浅田主任、矢内調整員（台北）	林世英・教育部国際及両岸教育司副参事、カウンターパート高校日本語教師3名
27日	東京	令和元年度日本研究支援委員会第1回会合（於：本部会議室）	川島真・東京大学教授、松金公正・宇都宮大学教授、谷崎理事長、高山総務部長（東京）、佐倉主任（台北） 他	

交流

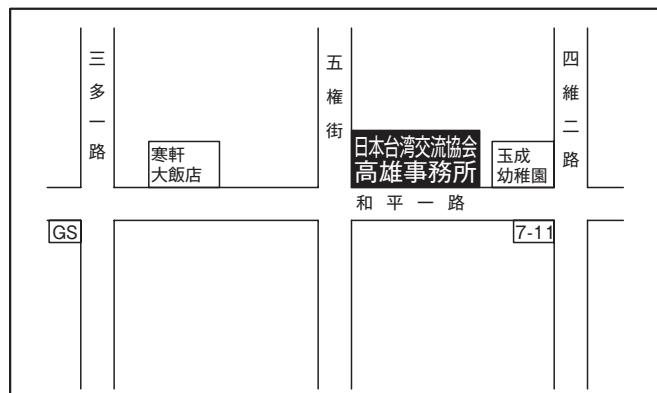
2019年7月 vol.940

令和元年7月25日 発行
 編集・発行人 舟町仁志
 発行所 郵便番号 106-0032
 東京都港区六本木3丁目16番33号
 青葉六本木ビル7階
 公益財団法人 日本台湾交流協会 総務部
 電話 (03) 5573-2600
 FAX (03) 5573-2601
 URL <http://www.koryu.or.jp>
 (三事務所共通)

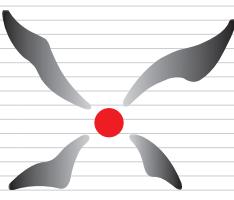
表紙デザイン：株式会社 丸井工文社
 印刷所：株式会社 丸井工文社



台北事務所 台北市慶城街28號 通泰大樓
 Tong Tai Plaza, 28 Ching Cheng st., Taipei
 電話 (886) 2-2713-8000
 FAX (886) 2-2713-8787



高雄事務所 高雄市苓雅区和平一路87号
 南和和平大楼9樓・10樓
 9F, 87 Hoping 1st. Rd., Lingya Qu, Kaohsiung Taiwan
 電話 (886) 7-771-4008 (代)
 FAX (886) 2-771-2734



公益財団法人
日本台灣交流協會
Japan-Taiwan Exchange Association

